



熊本県公報

第12727号
平成30年6月1日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 熊本県こども総合療育センター医療事務業務委託…………… (障がい者支援課) 2
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 2
- 造成宅地防災区域の指定…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 河川区域の指定…………… (河川課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6

公 告

- 平成30年度家畜人工授精に関する講演会の開催及び同修業試験の実施…………… (畜産課) 6
- 保安林内の皆伐面積の限度公表…………… (森林保全課) 6
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 7
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (//) 7
- 平成30年度熊本県職員グループウェアシステム機器更改に伴う移行業務委託契約に係る相手方等の決定…………… (情報企画課) 7
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 8
- 道路の位置の指定…………… (//) 8
- 道路の位置の指定…………… (//) 8
- 平成30年二級建築士試験の試験場所の変更…………… (//) 8
- 平成30年木造建築士試験の試験場所の変更…………… (//) 8
- 本渡都市計画下水道の変更(天草市決定)…………… (都市計画課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 9

登 載 依 頼

- 平成30年度高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (高校教育課) 10
- 平成30年度高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札の実施…………… (//) 10
- 熊本県企業局工事検査規程の一部を改正する規程…………… (工務課) 14

告 示

熊本県告示第439号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称及び住所 | 事業所の名称及び所在地 | 登録番号 | 登録年月日 | サービスの種類 |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人コレクティブ 熊本市東区戸島西1丁目23番 | いつでもきなっせ 熊本市東区戸島西1丁目23番63号 | 431100356 | 平成30年5月23日 | 小規模多機能型居宅介護 |

63号

熊本県告示第440号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県子ども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）第5条第1項に規定する使用料（同項に規定する診療等に係るものに限る。）及び熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第638号から第640号までに規定する手数料（窓口において現金で納められるものに限る。）の収納の事務
- 2 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

熊本県告示第441号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 上園地区①
阿蘇郡大津町大字陣内字上園1200番1、1200番4、1200番5、1201番1、1201番2、1202番1、1202番2、1202番4、1206番1、1206番2
- 2 長迫地区③
阿蘇郡大津町大字錦野字長迫697番
- 3 居屋敷地区③
阿蘇郡大津町大字大林字居屋敷444番1
- 4 中鶴地区②
阿蘇郡大津町大字杉水字中鶴2422番1、2422番2
- 5 十六番町屋敷地区②
阿蘇郡大津町大字大津字十六番町屋敷1053番、1054番、1055番1、1056番
- 6 八迫地区④
阿蘇郡大津町大字吹田字八迫1148番2、1148番3、1148番5、1148番6、1148番7
- 7 山の上地区③
阿蘇郡大津町大字外牧字山の上1266番1、1266番2、1267番2、1268番2、1269番、1266番1地先の道
- 8 長迫地区⑥
阿蘇郡大津町大字錦野字長迫694番、695番、698番
- 9 松古閑地区⑥
阿蘇郡大津町大字大津字松古閑982番1

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第442号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 吹田地区①

菊池郡大津町大字吹田字八迫1158番12、1158番13、1158番14、
 1158番15、1158番16、1158番17、1158番18、1158番19、1158
 番99、1158番20、1158番96、1158番97、1158番98、1158
 番99、1158番100、1158番101、1158番102、1158番10
 3、1158番104、1158番108、1158番109、1158番112、
 1158番113、1158番114、1158番115、1158番116、11
 58番121、1158番117、1158番118、1158番119、1158
 番120、1158番126、1230番71、1158番127、1158番12
 8、1158番129、1158番132、1158番134、1158番135、
 1158番136、1158番137、1158番138、1158番141、12
 30番72、1230番73、1230番74、1230番75、1230番76、
 1230番77、1158番133、1158番83、1248番4、1230番8
 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1158番125、1158番87、116
 9番2、1158番86、1158番59、1158番107、1164番1、11
 58番62、1158番61の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1173番2の
 一部(次の地図に示す部分に限る。)、1158番105、1158番60の一部(次
 の地図に示す部分に限る。)、1158番1の1部(次の地図に示す部分に限る。)、1
 158番139、1158番58、1158番85、1158番135地先の道の一
 部(次の地図に示す部分に限る。)

2 吹田地区②

菊池郡大津町大字吹田字笹尾1262番88、1262番89、1302番73、
 1262番90、1262番92、1262番93、1262番94、1262番9
 5、1262番96、1262番194、1262番97、1262番98、126
 2番99、1262番100、1300番1、1262番101、1262番102、
 1262番103、1293番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1302番5、1302番6、1302番7、
 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1302番8、1302番9、1302番10、1302番11、1302番12、
 1302番13、1302番14、1302番15、1302番16、1302番17、1302番18、1302番19、1302番20、1302番21、1302
 番22、1302番23、1302番24、1302番25、1302番26、13
 02番27、1302番28、1302番29、1302番39、1302番30、
 1302番31、1302番32、1302番33、1302番34、1302番4
 3、1302番44、1302番36、1302番37、1302番38、1302
 番40、1302番41、1302番42、1302番45、1302番49、13
 02番50、1302番51、1302番56、1302番57、1302番52、
 1302番53、1302番54、1302番55、1302番58、1302番5
 9、1302番60、1302番61、1302番62、1302番63、1302
 番64、1302番65、1302番66、1302番67、1302番76、13
 02番68、1302番69、1302番70、1302番71、1302番72、
 1302番74、1302番75、1302番77、1302番78、1302番7
 9、1311番2、1311番3、1311番4、1311番5、1311番6、1
 311番7、1311番8、1311番10、1311番11、1311番12、1
 311番13、1311番14、1311番15、1311番16、1311番17、
 1311番18、1311番19、1311番20、1311番21、1311番2
 2、1311番23、1311番24、1311番25、1311番26、1311
 番27、1311番28、1311番29、1311番9、1262番70、126
 2番87、1292番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1311番32、一
 308番6、1308番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1307番2の
 部(次の地図に示す部分に限る。)、1303番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、
 1262番91、1311番30、1311番31、1262番154の一部(次
 の地図に示す部分に限る。)、1302番80、1302番81、1311番1、130
 2番4
 菊池郡大津町大字吹田字八迫1215番11、1215番12、1215番13、
 1215番3、1215番4、1215番5、1215番6、1215番7、121
 5番14の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1231番2の一部(次の地図に示
 す部分に限る。)、1215番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1215番8、
 1215番9、1215番10

3 吹田地区③

菊池郡大津町大字大林字下笹尾1528番143、1528番103、1528番
 104、1528番105、1528番106、1528番112、1528番11
 3、1528番114、1528番115、1528番126、1528番127、
 1528番128、1528番129、1528番130、1528番131、15
 28番132、1528番133、1528番134、1528番135、1528
 番136、1528番137、1528番138、1528番139、1528番1
 40、1528番141、1528番142、1528番1の一部(次の地図に示す
 部分に限る。)、1528番157の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1528番

161の一部(次の地図に示す部分に限る。)

4 美咲野地区

菊池郡大津町美咲野一丁目1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、1番10、1番11、1番12、1番13、1番14、2番1、2番2、2番3、2番4、2番5、2番6、2番7、2番8、2番9、2番10、2番11、3番1、3番2、3番3、3番4、3番5、3番6、3番7、3番8、3番9、3番10、3番11、3番12、3番13、3番14、3番15、3番16、3番17、3番18、1番6、1番9、1878番5、1879番5、1920番24、1920番9、1920番26、1662番10、1920番8、1920番11の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1920番10の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1878番7、1920番7の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1915番3、1920番22の一部(次の図に示す部分に限る。)、1920番28の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1662番7の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1879番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3番20、3番19、1879番11、1885番15、1915番4、1885番24の一部(次の図に示す部分に限る。)
菊池郡大津町大字大津字西畦原1919番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1915番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1916番の一部(次の地図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年6月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|----------------------------|----|-------------------|--------------|-----------|
| 一般県道 | 高沢一勝地線 | 球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1122番地先から | 前 | 14.2 ～ 17.0 | 40.0 | 道路区域からの除外 |
| | | 同所 1122番地先まで | 後 | 6.6 ～ 16.6 | | |

2 区域を変更する期日 平成30年6月1日

熊本県告示第444号

一級河川白川水系黒川について、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第3号の区域を次のように指定する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

次の図面は省略し、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理調整課に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第445号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字宮内726番、727番、729番から734番まで、736番、753番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮内729番から733番まで・753番1(以上6筆について次の図に示す

部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第446号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町相良字井の月1490番15、菊鹿町上内田字山田1932番1、菊鹿町矢谷字東浦谷538番3、566番、568番1、568番4、568番7、590番2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字岩付504番3の2、506番、字金山882番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩付504番3の2・506番・字金山882番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第448号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 証明書番号 | 申請の事由 | 変更後 | 変更前 |
|-----------------|----------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 114212155 78 | 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更 | 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨1030番地1 (株)江藤和牛ブリーダーズ | 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨1030-1 江藤 要一 |

熊本県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年6月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|--|--------------|--------------|
| 一般県道 | 方保田山鹿線 | 山鹿市方保田字本村 1790番1地先から 同所 1781番地先まで | 26.8 | 防交 (交通安全) |

2 供用を開始する期日 平成30年6月1日

公 告

熊本県公告第310号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年熊本県規則第17号）第4条第2項に基づき公告する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 講習会の対象家畜
牛

2 講習会の対象者
熊本県立農業大学校の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者

3 講習会の対象人数
30人程度

4 講習会の開催期間及び場所

(1) 開催期間

平成30年7月23日（月）から同年8月21日（火）まで
（8月14日及び15日並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く20日間）

(2) 場所

合志市栄3805 熊本県立農業大学校 他

5 その他

国内における家畜伝染病発生状況等により延期し、又は実施しない場合がある。

熊本県公告第311号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第2回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 森林計画区 | 同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の許容限度 (ヘクタール) |
|--------------------------|---------------|----------------------|
| 白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区 | 菊池川水源かん養保安林 | 542.12 |
| | 菊池川土砂流出防備保安林 | 122.66 |
| | 菊池川干害防備保安林 | 1.71 |
| | 菊池川保健保安林 | 9.16 |
| | 阿蘇地区水源かん養保安林 | 643.41 |
| | 阿蘇地区土砂流出防備保安林 | 42.79 |
| | 阿蘇地区保健保安林 | 20.90 |
| | 小国地区水源かん養保安林 | 83.31 |
| | 小国地区土砂流出防備保安林 | 26.11 |
| | 大野川水源かん養保安林 | 66.79 |
| | 大野川土砂流出防備保安林 | 14.44 |
| | 緑川水源かん養保安林 | 702.62 |

| | | |
|-----------|-------------------|----------|
| | 緑川土砂流出防備保安林 | 68.25 |
| | 緑川干害防備保安林 | 1.88 |
| | 五ヶ瀬川水源かん養保安林 | 42.70 |
| | 五ヶ瀬川土砂流出防備保安林 | 7.60 |
| | 宇城地区水源かん養保安林 | 219.07 |
| | 宇城地区土砂流出防備保安林 | 15.67 |
| 球磨川森林計画区 | 氷川・五家荘地区水源かん養保安林 | 1,152.56 |
| | 氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林 | 27.71 |
| | 氷川・五家荘地区保健保安林 | 3.44 |
| | 城南地区水源かん養保安林 | 362.52 |
| | 城南地区土砂流出防備保安林 | 94.25 |
| | 球磨地区水源かん養保安林 | 3,602.61 |
| | 球磨地区土砂流出防備保安林 | 481.98 |
| | 球磨地区落石防止保安林 | 0.28 |
| | 球磨地区防風保安林 | 0.80 |
| 天草地域森林計画区 | 天草地区水源かん養保安林 | 387.14 |
| | 天草地区土砂流出防備保安林 | 146.03 |
| | 天草地区保健保安林 | 62.10 |

熊本県公告第312号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業名 | 地区名 | 工事着手年月日 | 工事完了年月日 | 事業主体 |
|--------|------|------------|------------|------|
| 農用地の保全 | 小白地区 | 平成25年2月19日 | 平成29年7月20日 | 熊本県 |

熊本県公告第313号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業名 | 地区名 | 工事着手年月日 | 工事完了年月日 | 事業主体 |
|--------|------|------------|------------|------|
| 農用地の保全 | 塚原地区 | 平成25年10月3日 | 平成30年3月23日 | 熊本県 |

熊本県公告第314号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり特定調達契約の相手方等について公示する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特定役務の名称
平成30年度熊本県職員グループウェアシステム機器更改に伴う移行業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年5月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
T I S株式会社 インダストリー事業統括本部 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額
37,800,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,800,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第315号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 荒尾市増永269番地
- 2 築造者の氏名 林田征男
- 3 道路の位置 荒尾市増永字浦上1198番2及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.03メートルから4.20メートルまで
- 5 道路の延長 16.66メートル
- 6 指定年月日 平成30年5月15日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第37号

熊本県公告第316号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺1392番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社やましょう不動産
- 3 道路の位置 玉名市山田字中嶋1737番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 27.35メートル
- 6 指定年月日 平成30年5月15日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第38号

熊本県公告第317号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 東京都調布市西つつじヶ丘四丁目23番地
- 2 築造者の氏名 水植條次郎
- 3 道路の位置 玉名市山田字高岡原1996番14
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 46.50メートル
- 6 指定年月日 平成30年5月22日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第41号

熊本県公告第318号

平成30年二級建築士試験の試験場所を次のように変更する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| 3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号 | 3 試験場所 (1) 学科の試験 崇城大学 熊本市西区池田四丁目22番1号 |

熊本県公告第319号

平成30年木造建築士試験の試験場所を次のように変更する。
平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号 (2) 設計製図の試験 | 3 試験場所 (1) 学科の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号 (2) 設計製図の試験 |

東海大学（熊本キャンパス）
熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

熊本保健科学大学
熊本市北区和泉町325番

熊本県公告第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により天草市から本渡都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2584及び同2000番2586
499.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2000番地482
福島 圭奈子
福島 ふさみ

熊本県公告第322号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年6月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|---------|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 合同会社上村農園 | 八代市鏡町宝出 | 八代市鏡町内田字壱番割1143番1ほか1筆 |
| 合同会社上村農園 | 八代市鏡町宝出 | 八代市鏡町内田字壱番割1149番ほか4筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町下村字南田中363番1ほか4筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市昭和日進町字日進80番1ほか1筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字徳永377番1ほか1筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字競田687番1ほか4筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字水分232番ほか8筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字登壤566番5ほか5筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字四番割1475番ほか2筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字参番割1339番3ほか1筆 |
| 合同会社稲津農産 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字龍宮728番1ほか1筆 |

- 2 申請年月日
平成30年5月22日

| |
|------|
| 登載依頼 |
|------|

熊本県教育委員会告示第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年6月1日

熊本県教育長 宮尾千加子

1 競争入札に付する事項

平成30年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、かつ、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成30年6月15日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第8号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月1日

熊本県教育長 宮尾千加子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達の名称

平成30年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

(2) 借入物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2717

ファックス番号 096-384-1563

(3) 借入物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 借入物品及び数量

ア 教育用コンピュータ 422セット

イ サーバ 11セット

ウ その他周辺機器及びソフトウェア 一式

(5) 借入物品の規格、品質等

平成30年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び

関連機器の借入れ要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。

- (6) 借入期間
平成30年9月1日（土）から平成36年8月31日（土）まで
 - (7) 納入期限
平成30年8月31日（金）
 - (8) 納入場所
要求仕様書による。
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に限り、電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。認められる者
アイ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等不得使用できないICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入金とする。見積りに当たっては、72月賃借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (11) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の（1）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、かつ、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格の審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの変更期間に合わない場合もある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成30年6月15日（金）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1（3）の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 仕様適合証明願に機能等証明書及び納品物品一覧表等を添付し、公告の日から平成30年6月15日（金）午後5時までの間に1（2）の発注・契約担当部局に提出し、審査を受け、納入しようとする物品等が仕様に適合している証明書（仕様適合証明書）の交付を受けていること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様適合証明書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年7月2日(月)午後5時まで

(4) 提出先

1 (3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札説明会

実施しない。

5 入札手続等

(1) 要求仕様書等に対する質問の受付期間

1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年7月2日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年7月12日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年7月11日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年7月12日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年7月11日(水)(必着)までには1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない

入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用した入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じた得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係

電話番号 096-333-2717

ファックス番号 096-384-1563

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and quantity of commodity to lease 422 personal computers 11 servers
A set of peripheral equipment and softwares

(2) Deadline to supply commodity

August 31st, 2018

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place to submit bidding proposal

Date: July 12th, 2018, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government main building)

(5) Deadline to submit bidding proposal by mail

Date : July 11th, 2018

Place : Kumamoto Prefectural Government

Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of this bidding contract

Senior High School Education Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

862-8609, Japan

Phone : 096-333-2717 Fax : 096-384-1563

熊本県公営企業管理規程第13号

熊本県企業局工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局工事検査規程の一部を改正する公営企業管理規程

熊本県企業局工事検査規程（平成4年熊本県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「場合について」を「場合に」に改める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げるものは、前項に規定する出来形部分に」を「前項に規定する出来形部分には、次の各号に掲げるものは」に改め、同項第3号中「出来形」を「出来形部分」に改める。

第7条中「行うものとする」を「行う」に改める。

第8条第1項中「検査員は」を「検査は」に、「工事の」を「当該工事の」に、「及び」を「並びに」に改め、「請負者が当該工事を施工するため下請契約をした場合で、当該下請代金の総額が建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になるときは、」を削り、「監理技術者」の次に「及び必要に応じて専門技術者（以下「立会人」という。）」を加え、「検査を」を削り、同条第2項を削る。

第9条第1項中「設計図」を「設計図書」に改め、同条第2項中「地中、」を「地下又は」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条第2項中「施工」を「施行」に改め、同条第3項中「手直し工事の必要がある」を「手直し工事を必要とする」に、「手直し工事をさせる」を「手直し工事をしよう指示する」に改め、同条を第12条とする。

第14条を削り、第15条を第13条とする。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。